

一般社団法人 JP-MIRAI 理事会運営規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 JP-MIRAI（以下「当法人」という。）定款第31条に基づき理事会における審議及び決議の方法等について定めるものを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。但し、各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならず、また、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならないものとする。

- 2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除いて、理事会に出席しなければならない。
- 3 監事は、やむを得ない事由がある場合を除いて、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

(理事会の種類)

第3条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ① 代表理事が必要と認めたとき。
 - ② 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - ④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第197条において準用する同法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第4条 理事会は代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは各理事）が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合はこの限りでない。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又

は電磁的方法をもって、開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(代表理事不在時の理事会の議長)

第6条 代表理事が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会の決議において、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(決議事項)

第8条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

1. 業務執行の決定
2. 代表理事の選定及び解職
3. 重要な財産の処分及び譲受け
4. 多額の借財
5. 事務局長の選任及び解任
6. 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
7. 事業計画書及び予算書等の承認
8. 事業報告、計算書類及びこれらに係る附属明細書の承認
9. 責任権限表にて対象と定める規定、規則の制定、変更及び廃止に関する事項
10. 前各号のほか、法令及び定款に定めのある事項
11. その他理事会が必要と認める事項

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第10条 議長の指名する者は、審議の経過の要領及び結果並びに出席した理事及び監事の氏名を議事録に記録しなければならない。

(議事録の配布)

第11条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(運営)

第12条 理事会の運営は、事務局長を責任者として事務局が行う。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は理事会による。

(附則) この規則は2022年4月15日から適用されるものとする。

この規則は2022年12月1日から改正施行する。

この規程は令和5年6月20日から改正施行する。